

## 指 定 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

大阪市長 あて

指定医番号

医師氏名

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師の指定について、下記のとおり申請事項の変更があったため届け出ます。

変 更 年 月 日		令和 年 月 日	
変更のある事項にチェックし、変更後の内容を記載	<input type="checkbox"/>	指定医氏名	
	<input type="checkbox"/>	連絡先	〒 (電話番号 )
	<input type="checkbox"/>	医 籍 登 録 番 号	
	<input type="checkbox"/>	医 籍 登 録 年 月 日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	指定医の区分記号	S: 難病指定医(専門医) T: 難病指定医(研修受講) C: 協力難病指定医
	<input type="checkbox"/>	主として指定難病の診断を行う医療機関	医療機関名 所在地 電話番号 担当する診療科

(備考)

- 変更のない事項については記載不要です。
- 「指定医氏名」に変更がある場合は、戸籍抄本等氏名変更が確認できる書類を添付してください。
- 「医籍登録番号」及び「医籍登録年月日」に変更がある場合は、医師免許証の写しを添付してください。
- 「指定医の区分記号」を変更される場合は、該当する区分に○をして、専門医証の写しや指定医研修修了証の写し等、区分変更を証明する書類を添付してください。なお、協力難病指定医から難病指定医に変更される場合は、本届出書ではなく、難病指定医指定申請書兼経歴書(様式第1-1号)及び指定医辞退届(様式第6号)の提出
- 「主として指定難病の診断を行う医療機関」が大阪市外に所在する医療機関に変更となった場合は、大阪市への変更手続きに併せて、変更後の医療機関の所在地がある都道府県又は指定都市に対して、改めて新規の申請手続きが必要です。
- 「主として指定難病の診断を行う医療機関」など指定通知書に記載のない項目の変更の場合、新しい指定通知書は発行されません。「主として指定難病の診断を行う医療機関」の変更については、本市ホームページでの公表のみとなりますので、お持ちの指定通知書は大切に保管してください。